



## 予算関連法案

予算関連法案とは、内閣が提出する法律案のうち、その法律が制定されなければ予算及び予算参照書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除き、①予算及び予算参照書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定することを内容とするもの（例：国家公務員の定員増加）、②財政支出を直接にその内容とするもの（例：国の負担金について規定するもの）、③その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの（例：税率改定）、④予算又は予算参照書に明示されている行政機構の変動を実現するためのものと政府内では整理されています。予算関連法案は政府作成資料等において、「※（こめ）」が付されることから「※法案」、「※印法案」と呼ばれることがあります。これに対して、予算関連法案以外の法律案は「非※法案」、「非※印法案」と呼ばれています。

予算関連法案の提出時期については、「おおむね予算とともに提出されるのが例であるが、多少遅れることもある。」（衆議院先例集 167）とされていますが、実際にはおおむね2月上旬から中旬が提出期限とされることが多くなっています。第193回国会（平成29年）に関しては、平成29年度予算が召集日の1月20日に提出されたのに対して、予算関連法案は最初が1月31日に提出され、最後は2月28日に提出されました。

予算関連法案は、毎年常会に20件から30件程度が提出されています。予算が憲法第60条第1項の規定により衆議院に提出しなければならないことから、予算関連法案についても、「先に衆議院に提出されるのを例とする。」（衆議院先例集 166）とされていますが、第177回国会（平成23年）の「電波法の一部を改正する法律案」のように参議院に提出された例もあります（参議院先例録 155）。

予算関連法案は、その性格から税法のように予算審査と並行して審査されるなど、予算と同一会期内に成立することが期待されていますが、実際には予算成立後に順次審査されていく法律案も多くあるため、中には提出された国会で成立せず、次国会に継続審査となった例や審査未了となった例もあります。継続審査となった例としては、近年では第189回国会（平成27年）に提出された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が衆議院において継続審査となり、第24回参議院議員通常選挙を経て、第192回国会（平成28年）で成立しました。また、審査未了となった例としては、最近では第180回国会（平成24年）の「平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案」があります。同法律案は、衆議院の審査中に内閣による修正の取られ、題名が「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」に修正されましたが、参議院で審査未了となり、同年の第181回国会に内閣修正後の題名で提出されたため、臨時会に予算関連法案が提出される珍しい例となりました。

いい かずや  
（飯 和哉・議事部議案課）